大阪府条例第　　　号

　　　職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－４

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （趣旨）第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項及び第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条及び第十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（第七条から第九条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までを除き、以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）第七条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。この条から第九条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までにおいて「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「第二号職員」という。）を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。２―４　（略）（部分休業をすることができない職員）第十九条　（略）　一　（略）　二　勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）（第一号部分休業の承認）第二十条　育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、十五分を単位として行うものとする。２　勤務時間条例第十五条第四号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。３　非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。（第二号部分休業の承認）第二十条の二　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。　一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数　二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数１－５（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）第二十条の三　育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。（育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間）第二十条の四　育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。　一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分　二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）第二十条の五　育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。（部分休業をしている職員の給与の取扱い）第二十一条　職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない時間一時間について、同条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。（部分休業の承認の取消事由）第二十二条　育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。（委任）第二十五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める。 | （趣旨）第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項及び第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条及び第十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（次条から第六条まで、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで及び第十八条において「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）第七条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「第二号職員」という。）を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。２―４　（略）（部分休業をすることができない職員）第十九条　（略）　一　（略）　二　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）（部分休業の承認）第二十条　部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第六条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。２　勤務時間条例第十五条第四号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。（部分休業をしている職員の給与の取扱い）第二十一条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない時間一時間について、同条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。（部分休業の承認の取消事由）第二十二条　第十四条の規定は、部分休業について準用する。（委任）第二十五条　第六条（第十八条において準用する場合を含む。）、第八条、第二十条及び第二十一条に定めるもののほか、これらの規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める。 |
|  |  |

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

１－６

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－７

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）第八条　（略）２―４　（略）５　前各項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項から第四項までの規定中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。第十六条の二　（略）（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）第十六条の三　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二十三条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。　一　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置　二　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置　三　育児休業条例第二十三条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置２　任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。　一　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置　二　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置　三　対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置３　任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）第十六条の四　任命権者は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。２　（略）第十六条の五　（略）（子育て部分休暇）第十七条　任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第六学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。１－８２　子育て部分休暇の時間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年の期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。　一　一日につき二時間を超えない範囲内　二　一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内３　前項第一号に掲げる範囲内で与える子育て部分休暇の承認については、十五分を単位として行うものとする。４　第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第二項第一号に掲げる範囲内で与える子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。５　第二項第二号に掲げる範囲内で与える子育て部分休暇の承認については、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の子育て部分休暇を承認することができる。　一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数　二　子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数６　（略）（任命権者等の読替え）第二十条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三から第十六条の五まで及び第十七条第一項 | （略） |
| （略） | （略） |

 | （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）第八条　（略）２―４　（略）５　第一項から前項までの規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十六条の三第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項から第四項までの規定中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。第十六条の二　（略）（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）第十六条の三　任命権者は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。２　（略）第十六条の四　（略）（子育て部分休暇）第十七条　任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第六学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。２　子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。３　（略）（任命権者等の読替え）第二十条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三、第十六条の四及び第十七条第一項 | （略） |
| （略） | （略） |

 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（部分休業の承認の請求に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

１－９

（三歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に係る経過措置）

３　任命権者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第十六条の三第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（子育て部分休暇の付与に係る経過措置）

４　新勤務時間条例第十七条第二項第二号の範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を付与する場合における同項の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。

１－１０